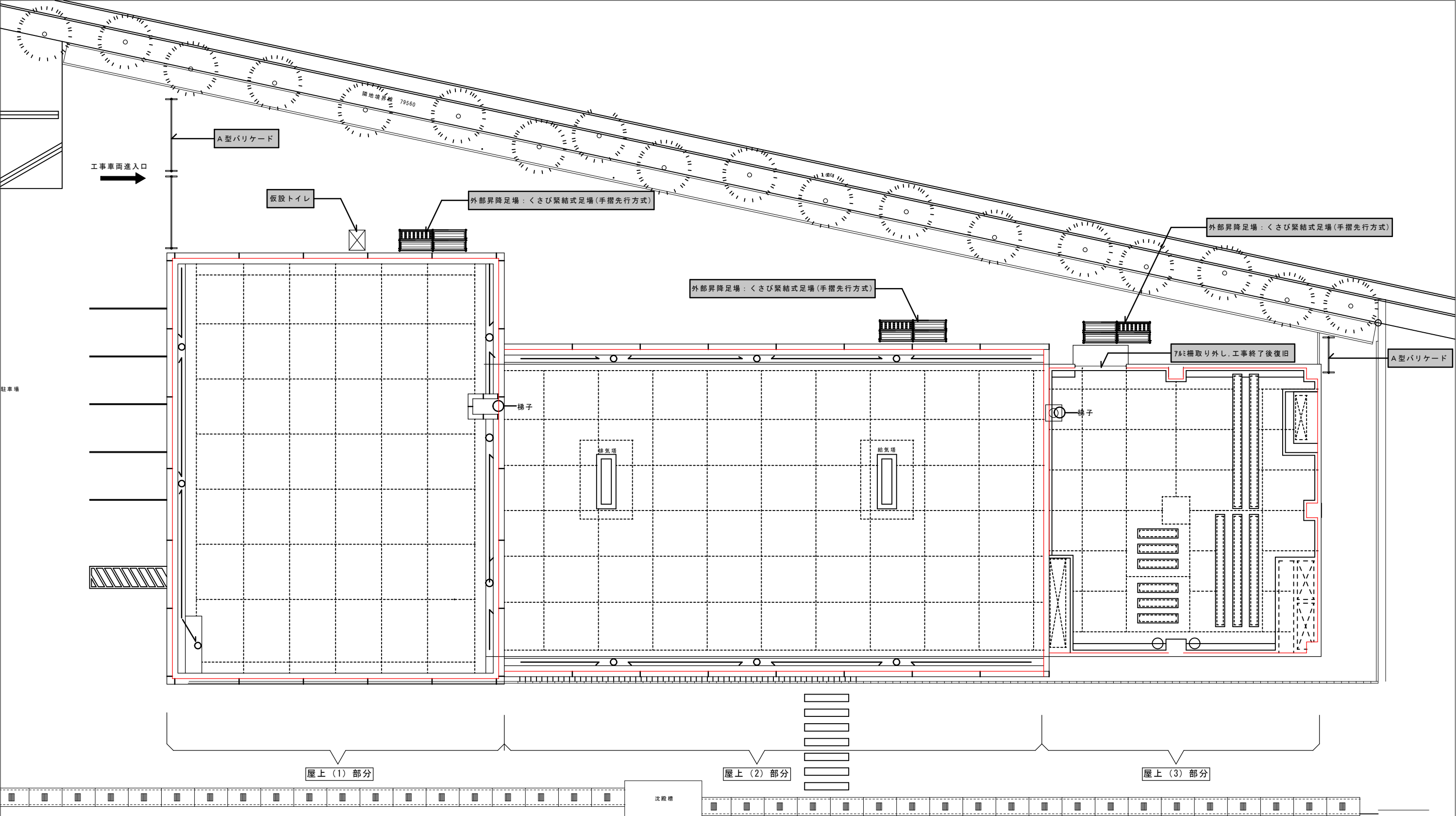
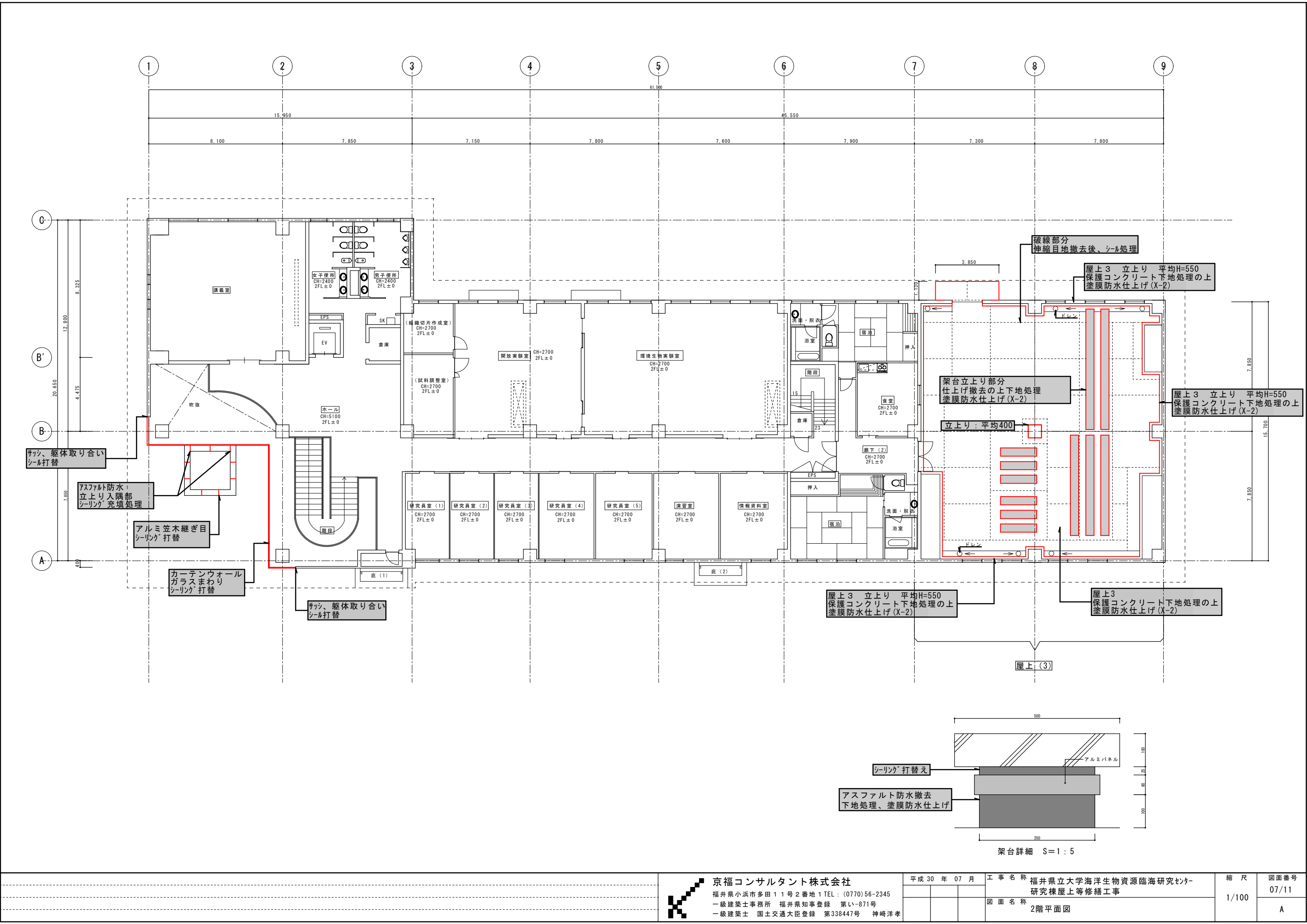


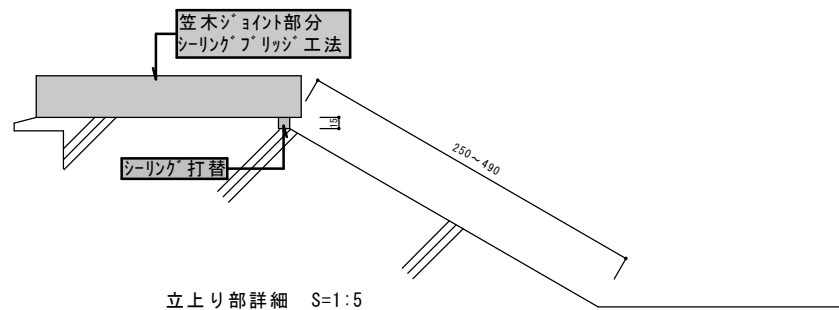
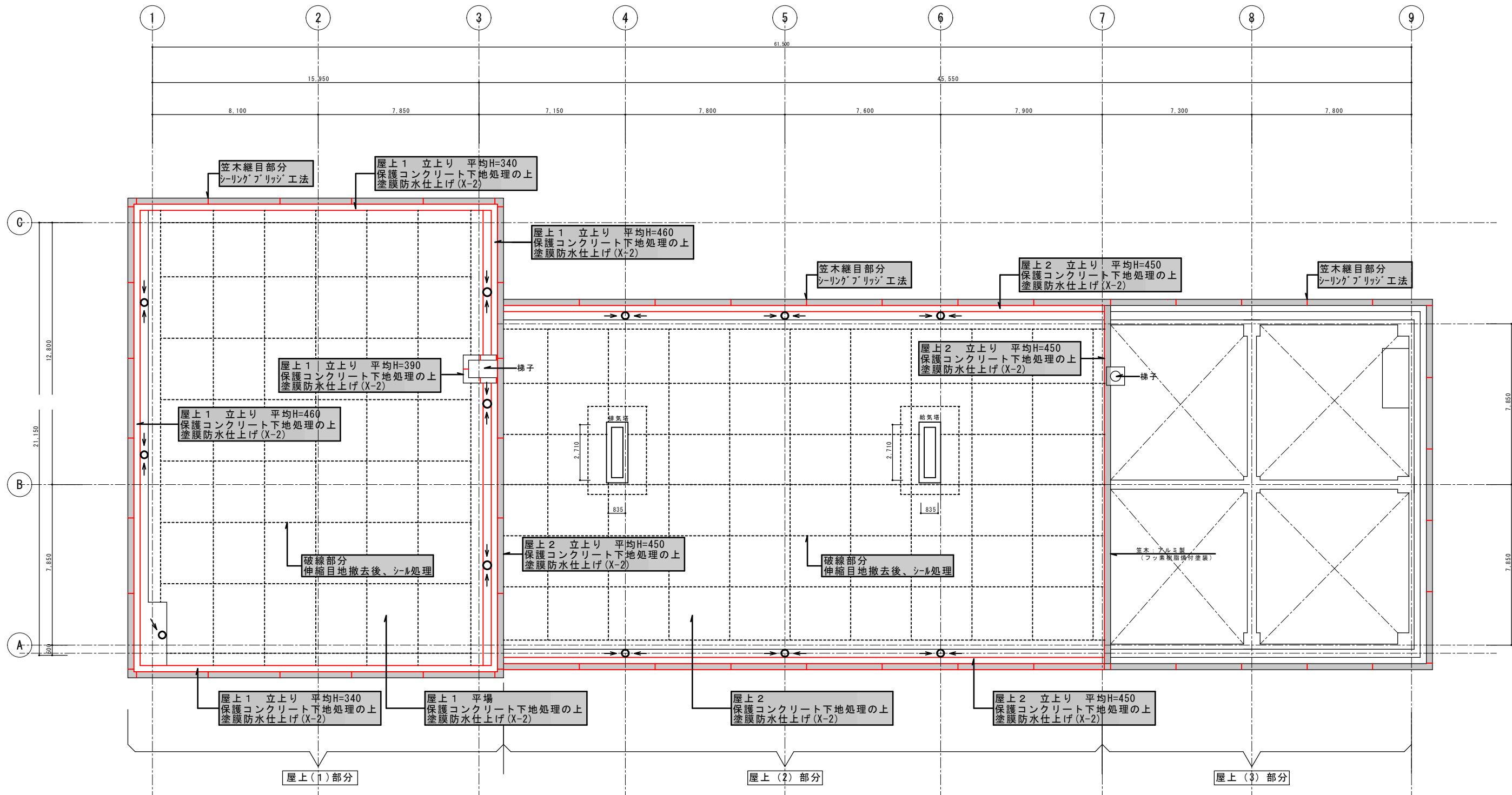
福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター研究棟屋上等修繕工事

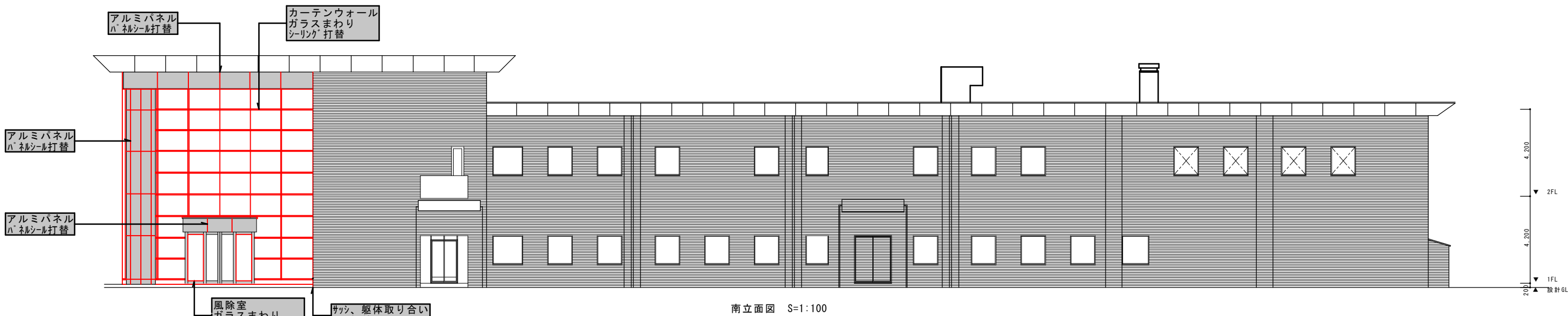
A] 建築工事	
01. 表紙・図面リスト	-
02. 特記仕様書-1	-
03. 特記仕様書-2	-
04. 配置図兼付近見取り図	1/200
05. 仮設計画図	1/100
06. 1階平面図	1/100
07. 2階平面図	1/100
08. 屋根伏せ図	1/100
09. 立面図	1/100
10. 矩計図	1/50
11. 詳細図	1/50

1 工事概要		2 建築工事仕様		3 仮設工事		4 養生		5 仮設開仕切り		6 監督職員事務所		7 防水改修工事	
1. 工事名 福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター研究棟屋上等修繕工事		1. 共通仕様 (1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。 (3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。		2. 特記仕様 (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項に○印の付いたものを適用する。○印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図または当該表を示す。 (4) ㊦印は、「福井県庁グリーン購入推進方針」（以下「グリーン方針」という。）の重点品目を示す。 (5) ㊧印は、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」の施工段階における環境配慮事項を示す。（対象工事は、施工計画書の提出が必要な工事）		2. 環境への配慮 化学物質を放散させる材料 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有するものとし、次の1）から5）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙はホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒドおよびステレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3）接着剤はフタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5）1）、3）および4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量 該当する建築材料 規制対象外 1）JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 2）建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3）下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤およびホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 1）JISおよびJASのF☆☆☆☆規格品 2）建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 3）IBJISのEo規格品 4）IBJASのFco規格品 アスベスト含有建材 本工事に使用する材料については、標準仕様書1.3.11(b)に準じて、JIS Z 7253による安全データシート（SDS）等により確認を行い、アスベスト含有建材を使用しない。		8. 特別な材料の工法 改修標準仕様書・標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。また「証明工法による」と特記されたものについては、建設技術審査証明協議会の会員による審査証明または、（一財）日本建築センター、建設技術研究センターで証明された工法とする。		9. 施工調査 施工計画調査 [1.5.1] 調査項目 調査範囲 ※図示 調査方法 ※図示 施工数量調査 [1.5.2] 調査項目 ・防水改修 ・外壁改修 調査範囲 ※図示 調査方法 ※図示 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 [1.5.3]		10. 技能士 下記の職種について、○印の付いたものは適用し、それ以外は適用するよう努める。 [1.6.2] 適用工事種別 技能検定後の職種 仮設工事 ○とび 防水改修工事 ・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ○フレンダム系系塗膜防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・建築板金（内外装板金作業） ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 外壁改修工事 ・樹脂接着剤注入施工 ・左官 ・タイル張り 建具改修工事 ・サッシ施工 ・ガラス施工 内装改修工事 ・建築大工 ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ・左官 ・建築板金（内外装板金作業） ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・表装（壁装作業） ・タイル張り ・畳工 ・塗装（建築塗装作業） 耐震改修工事 ・鉄筋施工（鉄筋組立て作業） ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工（構造物鉄工作業） ・とび 環境配慮改修工事 ・配管（建築配管作業） ・溶融ペイントマーカ－工事作業 ・造園 11. 室内空気中の化学物質の濃度測定 [1.6.9] 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン（学校の工事の場合は、ホルムアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン）の濃度を測定し、報告すること。 測定はバッシン型採取機器により行う。 測定対象室および測定箇所数 測定対象室 室 名 測定箇所数 12. 事務処理 福井県営繕工事監督事務処理要領（土木部建築住宅課営繕室制定）による。 [1.1.4～1.1.5] また、工事実績情報の登録対象（請求金額500万円以上）になった場合には、受注・変更・完成・訂正時に速やかに登録する。 本工事が公共事業労務費調査の工事対象となった場合、同調査に対して必要な協力を行い、工期経過後においても、同様とする。	
2. 建築工事仕様		2. 建築工事仕様		2. 建築工事仕様		2. 建築工事仕様		2. 建築工事仕様		2. 建築工事仕様		2. 建築工事仕様	
1. 共通仕様		1. 共通仕様		1. 共通仕様		1. 共通仕様		1. 共通仕様		1. 共通仕様		1. 共通仕様	
(1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。		(1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。		(1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。		(1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。		(1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。		(1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。		(1) 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。	
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。		(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。		(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。		(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。		(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。		(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。		(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」および「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。	
(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。		(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。		(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。		(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。		(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。		(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。		(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。	
2. 特記仕様		2. 特記仕様		2. 特記仕様		2. 特記仕様		2. 特記仕様		2. 特記仕様		2. 特記仕様	
(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。		(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。		(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。		(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。		(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。		(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。		(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。	
(2) 特記事項に○印の付いたものを適用する。○印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する													

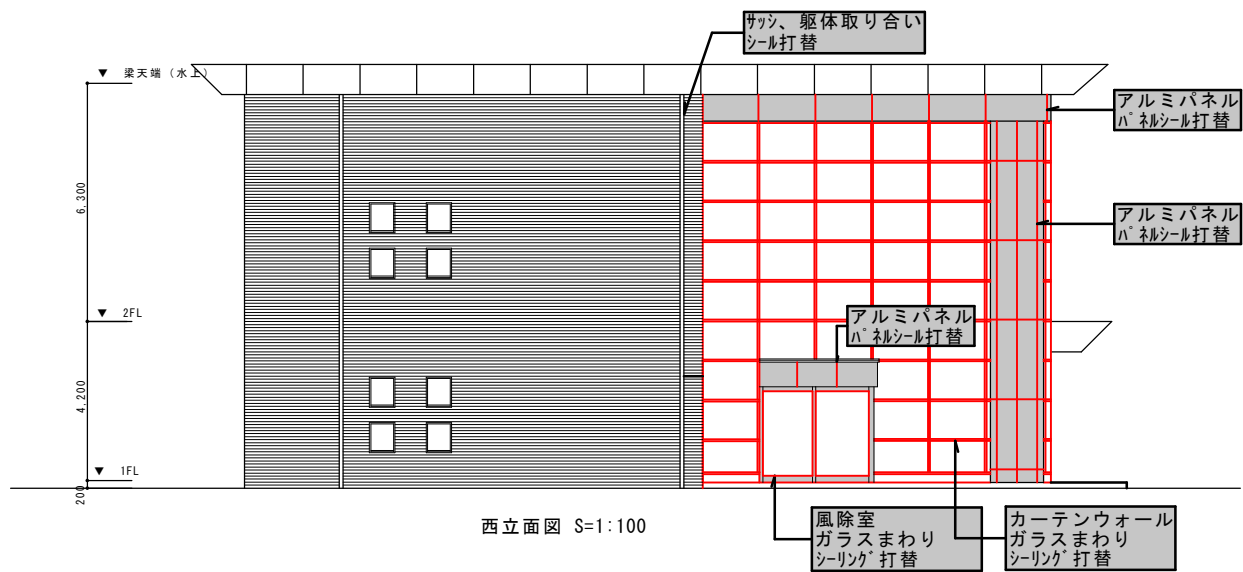




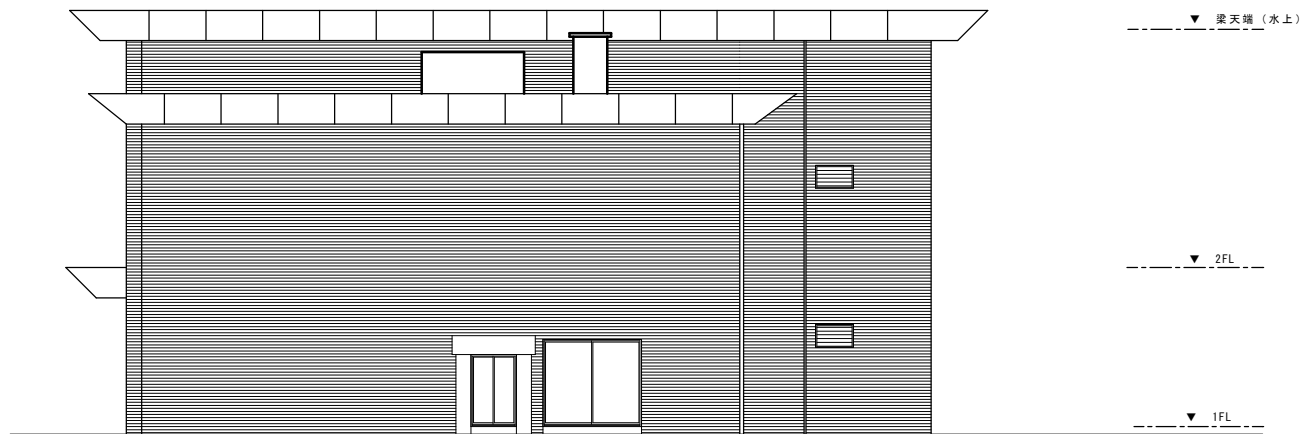




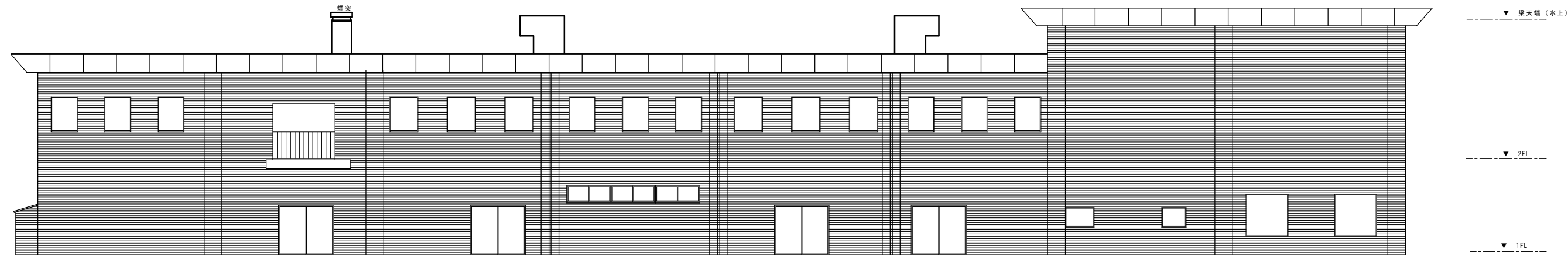
南立面図 S=1:100



西立面図 S=1:100

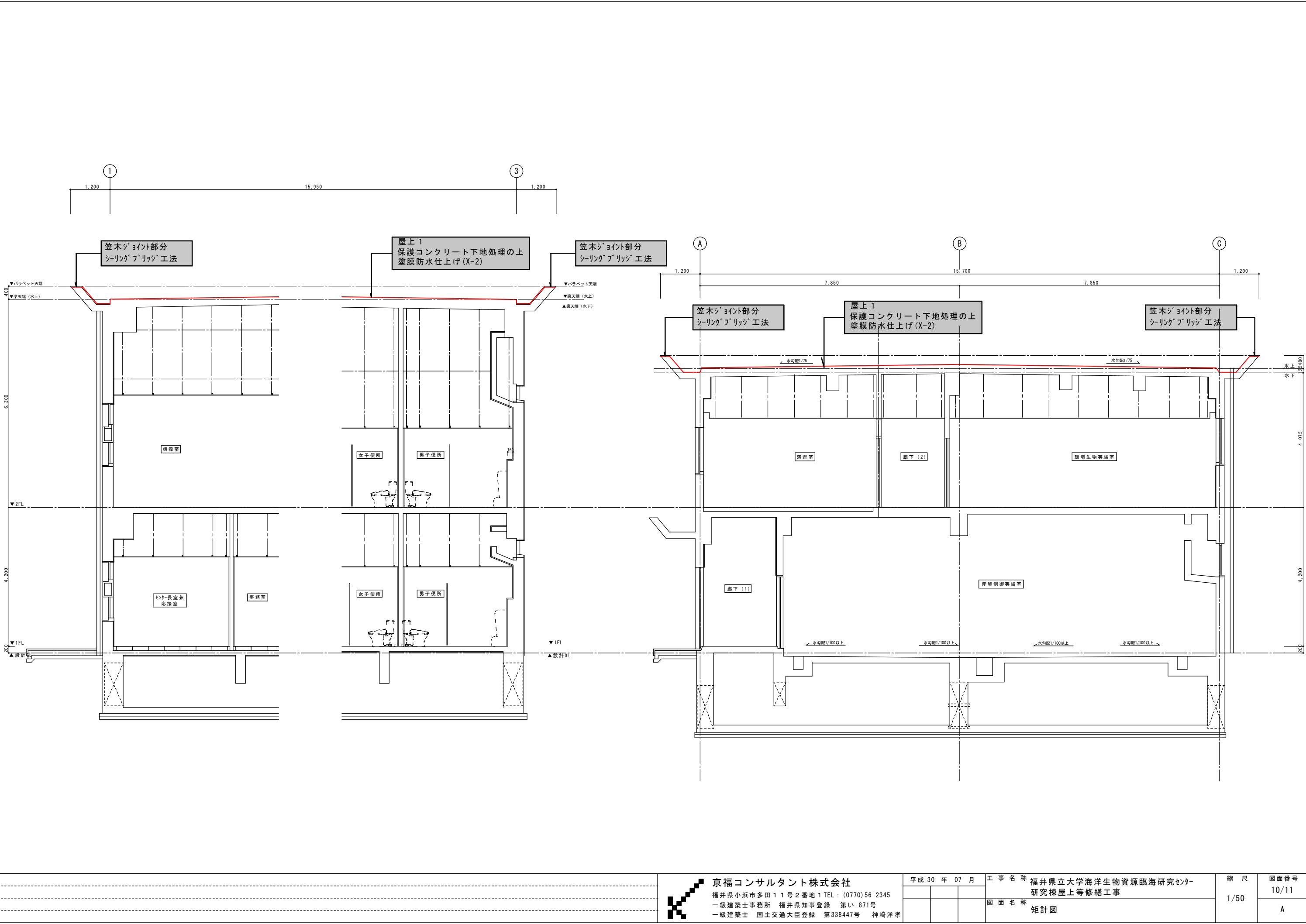


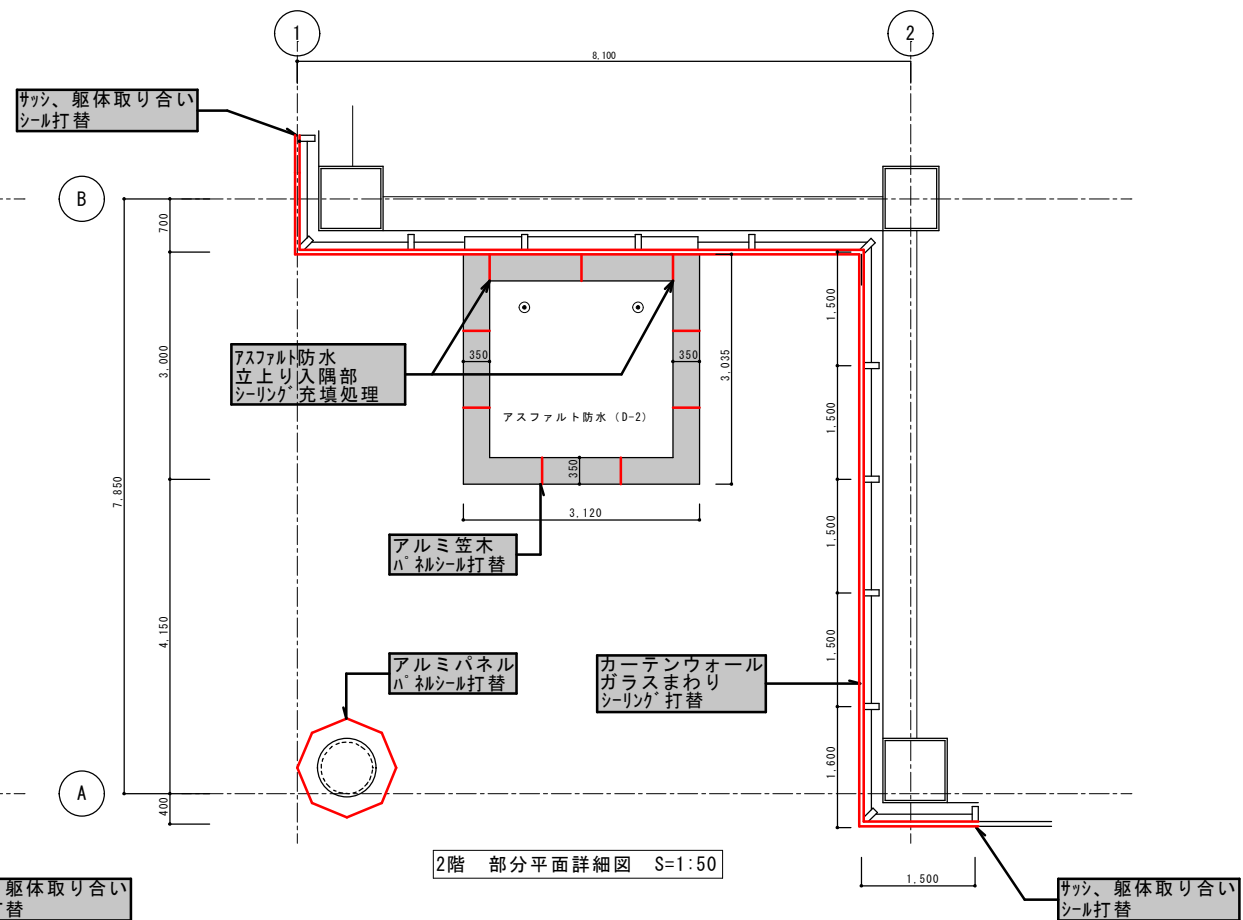
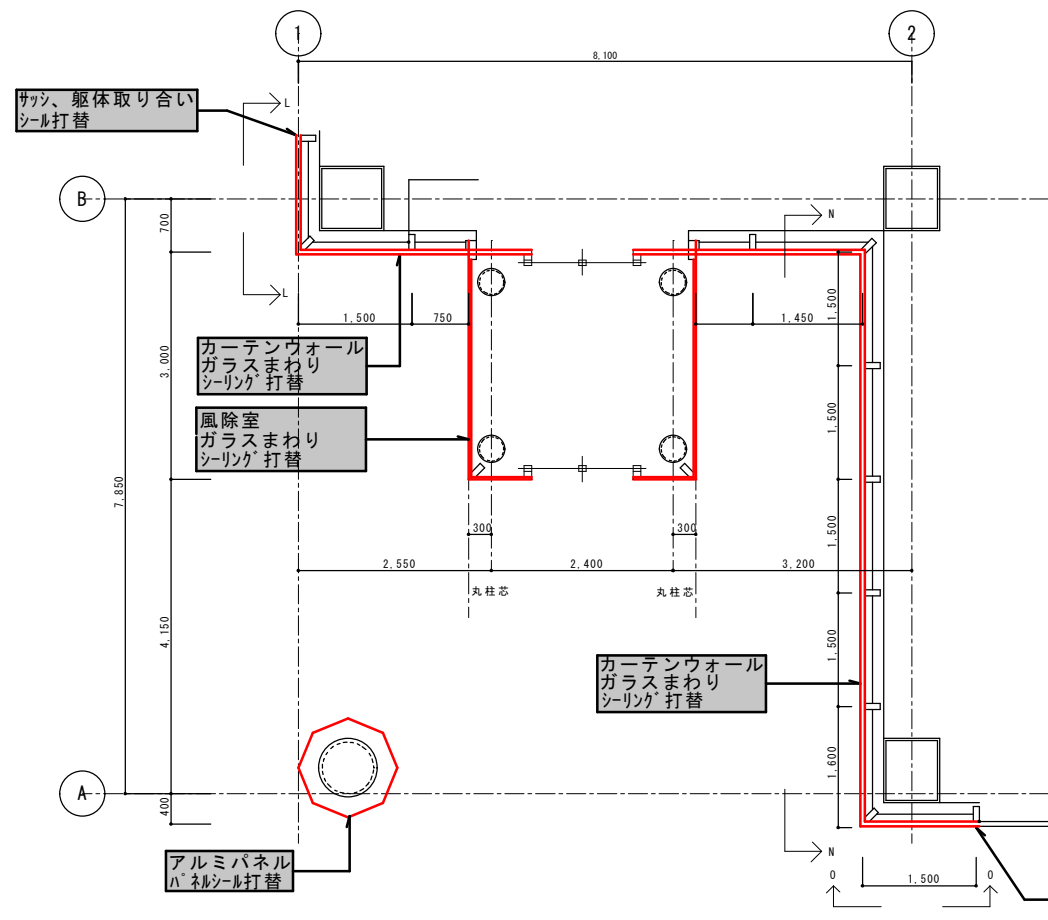
東立面図 S=1:100



北立面図 S=1:100

	京福コンサルタント株式会社 福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (0770) 56-2345 一級建築士事務所 福井県知事登録 第い-871号 一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎洋孝	平成30年07月		工事名称 福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター 研究棟屋上等修繕工事 図面名称 立面図	縮尺 1/100	図面番号 09/11 A





2階 部分平面詳細図 S=1:50

